

2016年度 法人事業報告

～コスモスプラン・後期ビジョン実現に向けて～

I、私たちをとりまく情勢

社会福祉法人改革問題

この間に社会保障制度改革推進法(2012年)、社会保障改革プログラム法(2013年)等の成立を受け、「自助・互助・共助」を一面的に強調した社会保障像が提起され、医療、介護、年金、生活保護など各分野において、次々と目まぐるしいスピードで制度改変がすすめられてきました。共通しているのは給付の抑制、利用者負担の増、対象者に枠を設ける（「重点化」）さらに実施主体を国から市町村へ、市町村から「地域住民等」（インフォーマル化）へ変える動きです。

2016年3月末に成立された社会福祉法では、社会福祉法人に対して、会社法等を念頭に置いた「ガバナンス」「財務規律」を求めたうえで、制度の枠から外れていく無数の人々に対して「地域公益活動」の取り組みを義務化していく方向が打ち出されました。制度に無数の穴をつくり、その対応を地域住民等に委ねるという、地域社会そのものを組み換えるような動きがすすめられています。

「我が事・丸ごと、地域共生社会」—地域住民等による自己責任化の加速

さらに、2016年7月、厚労大臣を本部長とした「我が事、丸ごと地域共生社会実現本部」が設置されました。ここでは「一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、…助け合いながら暮らすことのできる『地域共生社会』を実現する」と書かれてあります。これらの具体化として2017年3月に国会に提出された「地域包括ケア強化法案」では、社会福祉法を含む31の法律を一括で「改正」し、社会福祉の担い手に「地域住民等」という言葉いれ、福祉の在り方、理念そのものを定義から変える内容となっています。ここでは、「規制緩和」を通じて安価な労働力でも運営できるよう、子どももお年寄りも、障害のある人も、「丸ごと預かりとお世話のみ」という事業に変わりかねないことが強く懸念されます。

深刻な生活実態の低下・格差の拡大

これらの社会保障「改革」は厚労省の中だけで行われているのではなく、政府が掲げる成長戦略・「骨太方針」「一億総活躍プラン」などにもうたわれた戦略とされています。

しかし、現実の地域では暮らす人たちの実態はどうでしょうか。子どもの貧困がようやく社会問題化されましたか対応は遅々としてすみません。障害のある人の8割以上の方が「相対的貧困線」（年間所得122万円以下）で暮らしています。相対的貧困率、ジニ係数など格差を示す指標では、いずれもOECD25か国中、ワースト5に入り、なお悪化がすすんでいる状態です。

「やまゆり園」の事件の本質と対峙すべきは何か

忘れることができないのは半年前の相模原市「津久井やまゆり園」での障害のある人への殺傷事件です。容疑者は「障害は不幸。いない方がいい」という考え方で多くの障害のある人を殺傷しましたが到底許される事ではありません。しかしそこには障害者はいない方がいいという優生思想が、実は社会に横たわっているのでしょうか。JD（日本障害者協議会）代表の藤井克徳さんは、新聞のインタビューに次のように述べています。

「重度障害者を標的とした今事件ですが、重度障害者の中にこの事件に向き合う大事な視座があるように

思います。それは、冷遇されている障害者施策の転換に他なりません。そこにこそ、優生思想との対峙があり、格差社会や不寛容社会の是正にもつながるのではないか。そのときに『羅針盤』となるのが、国連の障害者権利条約です」

私たちは、今後も目前の支援、矛盾と向き合いつつ、その背景となる社会のありように視点をおき、本質を探り、共同で切り拓いていくための幅広いとりくみに参画し、社会的関心を高めるべく尽力していきたいと考えます。

Ⅱ、コスモスプランの振り返りと2020年ビジョン (後期プラン 2016年～2020年) 2016年度の到達と課題

上記のような情勢に対し、法人理念を一致させ、利用者・家族・職員が幅広い、「共同」の力で創り出してきた諸事業を発展させていくこと、だれもが地域の中で安心して暮らすことができるしくみづくりに取り組むために、2010年にコスモスプランを策定しました。法人事業の長期(2011年～2020年)の方向性を展望しながら、前期[2011年～2015年]の到達にたった後期[2016年～2020年]計画を、共同の力で推進してきています。前期コスモスプランの集大成として2015年度には各エリアの拠点整備計画が実現(おおはま作業所移転、総合生活支援センターそら開所、ホーム開設など)し、2016年度はその地域生活支援拠点を軸にした法人の事業が新たにスタートした年でもありました。その到達と課題を明らかにしていきます。

<法人の理念>

- 1、誰もが必要なとき利用できる福祉を目指します
- 2、利用者の生活と発達を保障し、福祉の向上と内容の充実をはかります
- 3、利用者の健康で文化的な生活を守り、福祉のネットワークつくりをめざします
- 4、地域の人々と共に、施設の民主的な運営に努めます
- 5、国民の基本的な人権の尊重と、人類の恒久平和につとめます

<法人事業の柱> ~コスモスピジョン2020(後期プラン)~

- 1、利用者(子どもから高齢者まで)の生命を守る安心で安全な事業をおこないます
- 2、働きやすい職場づくり、人材育成および労働環境の整備を進めます
- 3、住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくことができるよう暮らしの場の拡充とともに、それぞれの事業拠点が(受け止める、つながる、分かちあう)役割の発揮をすすめます
- 4、実践・事業・経営・運動がむすびつく総合戦略の推進・課題の共有をしていきます

2016年度 事業

堺西エリア 春日ホーム 国庫補助事業 (2017年6月開設)

北東エリア 麦の子保育園大規模修繕

大阪府立大学内つばさ保育園プロポーザルにより継続受託

いづみ保育園40周年記念行事

堺市保育所等における業務効率化推進のための補助金活用(いづみ・麦の子)

中南エリア ふれあいの里かたくら「照明器具LED化」堺市省エネ設備など導入支援事業補助金活用

堺市防犯補助金により防犯ビデオカメラなど設置(せんぼく、おおはま、ほくぶ、第2かたくら、みらいホーム、星のこホーム、三木開ホーム、ふくろうホーム、花ホーム)

*「安心コールセンター事業」2014年12月～2017年3月終了

*「ねがい」コンサート 11月20日

「このまちで暮らし続けたい」という願いのもと、暮らしの場の制度の拡充、堺市施策の充実を求める、堺市内の障害児者施設事業者・関係者の共同による市民コンサートが開催される。国際障害者交流センター・ピッグアイにて1200名以上が参加。

1、利用者(子どもから高齢者まで)の生命を守る安心で安全な事業について

1) 豊かな実践とコンプライアンスを結びつけた体制づくり

4月から施行される「社会福祉法一部改正」に対し、これまで法人として行ってきた利用者の権利の拡充の実践・事業、地域の福祉の増進に向けての運動の歴史的な意義について振り返りつつ、法人内の組織の再編、規定の見直し、監査法人の導入など議論を行なってきました。また「新たな福祉の提供ビジョン」をはじめ福祉の理念が根本から変えられる制度改革が押し進められようとしている中、公的な専門的な支援が継続的・重層的に保障され、尊厳のある暮らし、権利が拡充していく様子について検討し、見直しをおこないました。

- ・各エリアを基礎に各分野についての課題に対応するための組織再編、専門部会の検討
- ・事業規模、種別、地域ニーズに対応した事業編成の検討
- ・事業の運営管理に対応した法人組織、職務分掌の見直し

2) 法人内で発生した虐待事案について

2016年度10月、堺市より「障害者虐待」と認定を受ける事案が生じ、当事者・家族のみなさまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしました。法人として事案の発覚と同時に堺市への通報、および対応相談、2回の理事会、虐待防止委員会開催、全職員向けの報告・学習の場をもってきました。

今回の虐待事案がひとつの事業所の特殊なできごとではなく全事業所において教訓化されるべき重大な問題として、振り返る中で以下、改善目標を打ち立てました。

- ①人権を尊重した実践がされているか見直しをおこなう
- ②利用者・家族等誰もが施設・法人への意見を出しやすいような仕組みを作る。
- ③各施設において虐待防止委員会を定期的に開催し、広く第3者の意見を聞き、より開かれた法人運営を目指す。

この間の、「相模原事件」で障害者の命を奪われる事件において、命の尊厳が社会的に問われる中、コスモスにおいても真に一人ひとりの尊厳が大切にされる実践がについて振り返り、見直しコスモス人権基本指針・倫理綱領について継続的に実践できるような取組を行っていきます。

2、働きやすい職場づくり、人材育成および労働環境の整備を進めます

安心して働き続けられる職場環境つくりにむけ、業務改善会議、労使懇談等を重ねながら労働環境全体について改善をおこなってきました。休憩取得、超過勤務の削減など労働時間管理をおこなうこと、また制度に基づきストレスチェックの実施、心理相談会の定期開催などメンタルヘルスについても取り組んできました。今年度末にはメンタル不全で休む職員はなく、これまでの法人の取り組みの一定の成果がでたと評価しています。

また、補助金を活用し、保育所にICT化を導入し、登降園管理、園児台帳管理などシステム化を行ってきました。しかし、実践中や通勤途上などの労働災害の発生は減っていないなど、今後も労使ともに利用者への支援を向上させていくために労働環境の改善は継続した課題です。

3、住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくことができるよう暮らしの場の拡充とともに、それぞれの事業拠点が（受け止める、つながる、分かちあう）役割の発揮をすすめます

堺市において生活の場の絶対数の不足から継続した暮らしの場をもつことができない障害者、高齢者も含め、暮らしの場の確保、支える事業は喫緊の課題です。障害者権利条約が批准されて3年「障害のある人も安心して暮らせる堺に」と法人の枠を越え取り組みをすすめてきた「ねがい」の合唱組曲を11月20日、堺の障害者・関係者200名が集い唄いました。当日1200名の参加者があり、多くの市民に障害者の暮らしの場、安心して暮らせる堺の街づくりに向けて訴えることができました。

コスモスでは東区の総合生活支援センターえるとに続いて、昨年度中南エリアに2か所目の24時間365日暮らしを支える総合生活支援センターそらができましたが、現状では十分ではありません。「安心コールセンター」も今年度で終了し、2017年度より緊急時に駆けつけ機能をもつ「堺市緊急時対応事業」が始まります。生活の場づくりは高齢化、重度化、医療的なケア等個別課題に会った支援ができる生活の場、地域での支援体制が喫緊の課題になっており、後期コスモスプランでの実現を進めていきます。

4、実践・事業・経営・運動がむすびつく総合戦略の推進・課題の共有

2016年度は「コスモス市民運動交流会」を3回開催しました。この会ではきょうされんをはじめそれぞれの団体と共同し、憲法を守る平和への活動や震災支援の活動、生活実態や制度を共有しながら、共同の取り組みを広げていく事を若い職員からベテラン職員まで共有する場となっています。

これらのさまざまな活動は、ひとり一人の職員の熱い思いや利用者家族の願い・生活実態に裏打ちさせており、その気持ちを受け止めてくれる横のつながりがあるからこそ、職員が孤立することなくいろいろな市民運動と共同できています。社会福祉労働の価値と評価を高めていく取組みとして継続的にとり組んでいく事が課題です。

＜子ども分野＞

いづみ保育園40周年、麦の子保育園も2018年度40周年を迎えるにあたり、建て替え、大規模修繕など園舎への手立てをとってきました。いづみでは建て替えに向けて近隣自治会、行政との調整、麦の子では堺市境界内へのフェンスへの対応および大規模修繕を行ないました。

大阪府立大学内つばさ保育園では3回目もプロポーザルを行うに当たり、これまでの大学教員の願いに応えた乳児保育園として果たしてきた役割を振り返り、継続して応募し、受託するにいたりました。今後も働き続ける大学職員へのニーズに応え保育の充実を図っていきます。

2015年子ども育て支援新制度が施行され、市では公立保育所も含め8割が認定保育園に移行していく中、コスモスではすべての子どもが等しく豊かな保育が保障されることを義務とする公的責任を果たすことの論議を経て児童福祉法24条（市町村の保育実施義務）をいかし、保育園として運営を継続しました。待機児への対応と併せて、1号認定で受け入れ先がなかった障害児の受け入れや虐待により家族支援も必要な子どもたちへの保育も各機関と連携しながらおこなっています。

2013年度より準備をしてきた堺西エリア放課後等指導デイサービスは法人内3カ所目として2017年度開所に向け、準備を行ってています。障害児をめぐっては営利企業参入で環境が大きく変化する中で集団遊びの中で第3の世界を豊かにするような実践が課題です。またあいステーション「堺市障害児等療育支援事業」においては保育所園児の相談事業や施設支援事業で支援への助言を行うことが増えてきており、法人外の保育園等との連携も広げることができてきています。

<障害分野>

2016年度は日中事業所497名の定員に対し、2016年度利用率の上昇および2017年度新規入所希望者増加に伴い、事業再編をおこなうことによって定員増を実現しました。また、各事業所で堺市実地指導をうけ、法令に基づき工賃規定の見直し、研修旅行や日中活動の在り方、管理運営体制についても見直しを行いました。各作業所ではより障害の重度化、高齢化に応えうるよう活動内容や班編成の検討も行ないました。

授産では各事業所に配食事業、各事業所の喫茶店舗の開設、製菓や製パンの事業の拡大等、食にかかる事業が8割を占めます。安全な食品を提供していくために2016年度は業者による厨房機器点検や安全点検など行ってきました。食品表示など法令順守、衛生管理、コスト管理を丁寧に行っていくことが課題です。

地域での暮らしを支える拠点として中南エリアに総合生活支援センターそらが開所して1周年を迎えました。えるとショート、そらショートともに稼働率80%以上と、緊急なニーズに応えてきました。2か所できたことで断る件数も半減ましたがロングショートで暮らしの場が安定しない障害のある人の安心した暮らしの場の確保と地域生活を支える事業の充実は喫緊の課題です。暮らしの場の整備と併せ、ショート4床増床のえると2号館建設については2017年度建設に向けて引き続き準備を行っていきます。

<高齢事業>

介護保険の改定により保険料の値上げ、利用料2割負担増、(収入に応じ)2017年度より堺市日常生活支援総合事業が開始され、要支援の高齢者も含め、高齢者にとってますます必要な介護が受けにくくなっています。結いの里では地域包括を併設し、地域の中核的な役割を担い、高齢者の生活を支えてきました。地域での独居率(西区第1圏域31.2%)、高齢化率が上昇する中、高齢者の生活困難として経済的困窮や病状悪化によるトラブルや孤独死・虐待などの対応を行ってきました。虐待ケースの増加もあり、「その人らしさの尊重」「その人の自己決定を支える」視点でこれまで以上に公的制度として必要な支援をもとめるとともに高齢者の権利擁護の観点に立ち、民生委員や他の事業所とチームで支えていく事が求められています。

III 地域力に支えられた法人事業の展開

1. 堀西エリア

おおはま作業所が堺区湊校区に移転して1年。おおはまの授産についてはリサイクル事業の廃止に伴い、喫茶「みなカフェ」のオープン、をはじめ新たな授産の模索を行ってきました。利用者にあつた授産の確保・収入の安定のために引き続き授産の検討をしていきます。また、地域に障害者理解を広めていくため自治会に加入し、祭りなどを通じての交流、施設の開放、防犯パトロールへの参加等を行ってきました。

春日ホーム開設の準備にあたり、地域との懇談を重ね、2017年6月開所する運びとなりました。

「第2おおはま」建設については2019年開所にむけ、放課後等サービスの開設、高齢者や障害者の暮らしの拠点建設について検討を行っています。放課後等デイサービスについては第2おおはま併設を予定していましたがこれまでの準備を受け2017年度開所に向けて他の物件で開設することとしました。高齢者・障害者の24時間の生活支援拠点については「第2おおはま」と併設は制度上困難ですが、エリア内で検討体制を組み、実践、運営管理両面からエリア拠点建設について検討をおこなっていきます。

2、中南エリア

総合生活支援センターそらが1周年を迎えるました。中南エリアとして利用者・者家族の実態をふまえ後期コスマスプランを具体化していくため「中南エリア 2020 ビジョン」を職員で話し合いを行いました。暮らしの場の拡充、「そらの2期工事」など優先順位を見定め今後検討していきます。また、2016年度も加齢や病気にともない、利用者・家族の入院や死去が多くなっています。利用者についてはグループホームや、相談員と相談しながらサポートをおこなうとともに看取りの実践につながるケースもありました。

一人ひとりの利用者の人生の重みや作業所での実践の意味について改めて深く学ぶ機会となりました。また、虐待防止委員会、人権研修など事業所間でも交流をはかり、職員の人権意識や支援の専門性の向上取り組みました。

3、北東美原エリア

保育制度が変わる中、地域の子育て支援を40年おこなってきた保育所の歴史に学び、建て替えや修繕など実践面においても地域のニーズに寄り添う保育の在り方について検討を重ねてきました。保育所同士の実践交流会も行い、保育の「あそび」専門性についても交流をおこなってきました。

障害分野では暮らしの場の整備が課題となっており、引き続きホームの確保と、支える事業について充実を図っていきます。日中活動においても利用希望の障害者の増加と共に日中活動の場の確保が困難になってきています。コスマスの放課後等デイサービスを卒業し、コスマスの作業所を希望される方が入所できない状況も出てきていることから、事業再編と共に、今後の定員や事業の在り方について検討していきます。